

「生活保護及び中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律」における指定介護機関について

福祉局生活福祉部保護課（医療G）

1 生活保護法の概要

(1) 生活保護の目的と基本原理・原則

生活保護は、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。

このような目的達成のため、生活保護法は次の基本原理・原則によってささえられています。

基本原理：無差別平等の原理、最低生活保障の原理、補足性の原理

基本原則：申請保護の原則、基準及び程度の原則、必要即応の原則、世帯単位の原則

(2) 保護の種類と方法

生活保護は、①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の8種類の扶助に分けられ、それぞれ最低生活を充足するに必要とされる限度において具体的な支給範囲が定められています。

保護の方法には、金銭給付と現物給付の別がありますが、介護扶助は、基本的に現物給付を原則としています。

2 中国残留邦人等に対する支援給付制度の概要

中国残留邦人等に対する支援策（平成20年4月より）は、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として設けられたものであり、その内容は基本的には「生活保護制度」の例によるものとしています。

実施機関は大阪市役所ですので、介護券の発行等は、次の窓口へ連絡してください。

■大阪市福祉局 生活福祉部 中国残留邦人等生活支援窓口（TEL：06－6208－7935）

3 生活保護法による介護機関の指定

（1）指定介護機関

指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助のための居宅介護又は介護予防若しくは居宅介護支援計画または介護予防支援計画の作成、福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関をいいます。

（2）みなし指定

平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関については、生活保護法の指定を受けたものとみなされます。

このみなし指定を受けた介護機関は、生活保護法の指定申請手続きは不要です。

ただし、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関が、その時点で生活保護法による指定は不要である旨申し出をしたときは、生活保護法による指定は行いません。
(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除きます)

(3) 指定の事務手続

大阪市内に所在する介護機関が生活保護法の指定介護機関として指定を受けるには、事業所毎に所定の指定申請書に必要事項を記載し、福祉局保護課医療グループ（大阪市北区中之島1丁目3番20号）に提出してください。指定するサービス種類は、介護保険法によるサービス種類と同じです。

これまで生活保護法に基づく指定を受けなかった介護機関が、改めて生活保護法の指定を希望するときは、生活保護法による指定申請が必要です。

※「基準該当居宅サービス事業所」は生活保護法の指定対象外です。

(4) 指定の通知

市長は、介護機関を指定したときは申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を告示し、市公報に登載します。ただし、みなし指定の場合は、指定通知書の交付及び告示は行いません。

4 指定介護機関の届出

指定介護機関は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づき、それぞれ届出をしなければなりません。届出の種類には、①指定申請書（「みなし指定」の場合は不要）、②変更届、③休止届、④再開届、⑤廃止届、⑥辞退届、⑦処分届 があります。届出は、事業所毎に所定の用紙に必要事項を記載し、福祉局保護課医療グループ（大阪市北区中之島1丁目3番20号）に提出してください。

※近年、これらの届け出がきちんと行われておらず、「介護券の記載情報が間違っている」等の苦情を寄せられる事例が生じています。指定時の登録情報に変更等が生じた場合は、介護保険法による指定にかかる届け出のみではなく、生活保護法による指定にかかる届け出についても、もれなく、かつすみやかに行ってください。

5 指定介護機関に対する指導及び検査

（１）指導について

指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。

実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

- ① 一般指導：生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

- ② 個別指導：被保護者の処遇が効果的に行われるよう保健福祉センターと指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、原則として実地による懇談指導を行います。

（２） 検査について

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められるとき及び個別指導を受けることを拒否する場合等に行われます。ただし、直ちに検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではありません。

6 介護扶助

（１） 基本的な考え方

介護扶助は、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものです。そこで、要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法の規定に基づき要介護認定又は要支援認定を受け、要介護状態または要支援状態に応じ介護保険給付及び介護扶助を受けることになります。

（２） 介護券の発行

介護扶助は事前申請が必要です。申請時に提出された居宅介護支援計画等（第１表～第７表）に基づき介護扶助が決定されたときは、指定介護機関へ介護券が発行されます。

（福祉用具購入、住宅改修等及び移送を除く）

また、居宅療養管理指導等についても事前申請が必要です。

7 介護報酬の請求手続き

指定介護機関が介護報酬を請求するときは、介護券に記載されている必要事項を介護給付費明細書に転記し、国民健康保険団体連合会あてに毎月定められた日までに提出してください。

なお、介護券の本人支払額欄に記載がある場合は、直接利用者から記載額を徴収してください。

8 介護扶助と自立支援給付との適用関係について

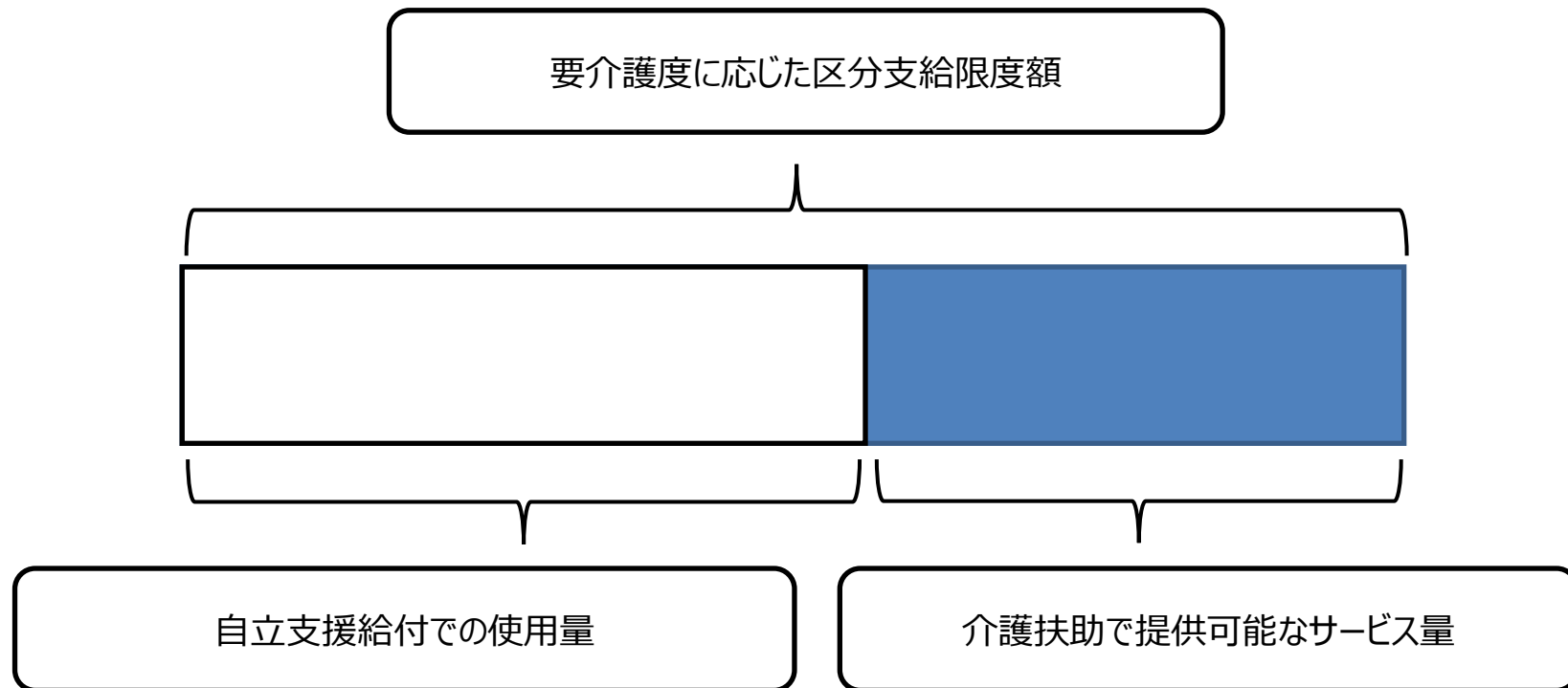
40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者でない被保護者については、他法他施策による給付が優先となっていることから、自立支援給付等（障がい福祉サービス）が生活保護の介護扶助に優先して適用されることとなります。

なお、例外として、最大限まで自立支援給付等を活用しても、必要とするサービス量の全てをまかなうことができないため、同内容の介護サービスにより不足分を補う場合や、自立支援給付等で活用できるすべての種類のサービスについて最大限活用している場合において、自立支援給付等では提供されない内容の介護サービスを利用する場合は、介護扶助の適用が可能となっています。

その場合、介護扶助にかかる給付上限額は、介護保険法に定める要介護度に応じた区分支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額となります。

この算出方法については次のとおりです。

- ①当該被保険者の介護の要介護認定区分および区分支給限度額を確認する。
- ②自立支援給付の障がい支援区分およびサービス種類ごとの利用可能上限量を確認する。
- ③現に利用している自立支援給付の利用計画表を確認する。
- ④自立支援給付において現に利用している給付内容を、介護保険サービスの単位に換算する。
- ⑤介護扶助の給付上限額は、介護保険の支給限度額から④を引いた額となる。



ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障がい者（全身性障がい者等）などの場合で、介護の支給限度額から自立支援給付等の支給額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス（自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス（訪問看護等））を確保できないと認められるときは、例外的に介護の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限のサービス給付を行うことは差し支えありません。

介護扶助の適用に関しては、上記の規定を参考にしてください。

また、個別の調整が必要になる場合には、各支援事業者や担当ケースワーカーへ連携・ご相談いただきますようお願いいたします。

生活保護法における介護事業関係の制度・諸手続き等、より詳しい内容については、大阪市のホームページに「生活保護法による指定介護機関の手引き」を掲載していますのでご活用ください。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000622337.html>)

【大阪市トップページ > 産業・ビジネス > 手続き・届出 > 医療・医薬品の手続き > 生活保護法等による指定医療機関等に関する手続き】